

## 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条の防除に関する件の一部を改正する件について

### 1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物に指定された外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行うとともに、国による防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止することを目的とするものである。

法第11条第1項においては、こうした法の目的を達成するため、主務大臣等による特定外来生物の防除を規定しており、同条第2項に基づき、関係都道府県の意見を聴いて、防除の対象、区域、期間、捕獲その他の防除内容等を定め、これを公示するものとされている。

ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）については、専門家による議論を通じ、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき知見が得られたため、新たに特定外来生物に追加することとなった。

ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）は、国内における定着実績があり、かつ既に防除事業が実施されていることから、新たに防除の告示に追加するため、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の内容

・「ガビチョウ等の防除に関する件」に、ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）を追加する。

### 3. 施行予定

平成26年8月1日